

第5回 全員協議会会議録

1 日 時 令和7年2月27日(木) 午後3時53分 開会

2 場 所 本会議場

3 出席委員 15名

議 長	小 嶋 正 彰	議 員	渡 部 道 宏
副 議 長	宮 崎 淳 一	〃	天 野 京 子
議 員	島 田 竜 史	〃	阿 部 幸 夫
〃	今 田 亜 樹	〃	横 尾 祐 子
〃	渡 邊 能 成	〃	高 田 保 則
〃	岩 澤 愛	〃	宮 澤 一 照
〃	葭 原 利 昌	〃	霜 鳥 榮 之
〃	堀 田 孝 次		

4 欠席委員 0名

5 欠 員 1名

6 説 明 員 6名

市 長	城 戸 陽 二	市民税務課長	阿 部 光 洋
総 務 課 長	大 野 敏 宏	健康保険課長	松 橋 守
企 画 政 策 課 長	岡 田 豊		
財 務 課 長	西 條 保		

7 事務局員 3名

事 務 局 長	横 田 晃 悦	主 査	貫 和 志 行
庶 務 係 長	霜 鳥 一 貴		

8 件 名

- 1) 令和7年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について
- 2) 令和7年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長(小嶋正彰) ただいまから全員協議会を開催します。タブレットのサイドブックスのアプリをタップして、市議会全員協議会フォルダーの中に、本日の資料070227全協レジメ(執行部)、他関連資料がありますのでご確認ください。これより執行部の報告に入ります。

1) 令和7年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について

○議長(小嶋正彰) 1) 令和7年度税制改正に伴う市税条例の改正概要及び対応について報告願います。阿部市民税務課長。

○市民税務課長(阿部光洋) 令和7年度税制改正に伴う、市税条例の改正概要と対応について、ご説明いたします。

資料をご覧ください。1の市税条例の1項目、法人市民税では企業版ふるさと納税の延長になります。内閣総理大臣が認定した地域再生計画に位置付けられた事業に対して、企業が寄付を行った場合に、令和2年度から令和6年度までの5年間、寄付額の4割を法人市民税から軽減する特例措置について、さらに、令和9年度までの3年間、延長するというものであります。2項目、固定資産税では、生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る特例措置の延長があります。中小企業が生産性向上や賃上げのため、先端設備等導入計画に基づき取得した、機械、装置等に係る固定資産税の負担を軽減する、課税標準の特例が令和6年度で終了に、なることに伴い、より高い賃上げ目標を計画に位置付けて、設備投資する場合には、課税標準の軽減の特例率や適用期間を拡充した上で、適用期限を令和8年度までの2年間に限り延長するというものであります。3項目、軽自動車税種別割では、二輪車の車両区分の見直しがあります。軽自動車税種別割の税率の区分において、新たに排気量125cc以下で最高出力4キロワット以下に制限したバイク、これを、新基準原付バイクといいます。それにかかる税率を年額2000円とするものであります。今後の対応であります。地方税法等の一部を改正する法律は現在国会で審議されており、3月末の交付、4月1日施行が見込まれております。新年度課税に影響する市税条例の一部改正については、法律の公布後、速やかに行う必要があることから、専決処分により対応したいものであります。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小嶋正彰） よろしいですか。

2) 令和7年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について

○議長（小嶋正彰） それでは続きまして、2) 令和7年度税制改正に伴う妙高市国民健康保険税条例の改正概要と対応について報告願います。松橋健康保険課長。

○健康保険課長（松橋 守） はい。それでは令和7年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と対応についてご説明申し上げます。お手元の資料をご覧ください。今回の改正につきましては2点ございます。まず1点目ですけれども、国民健康保険税の賦課限度額を改正するもので、国民健康保険税の基礎課税額、いわゆる医療給付分に係る賦課限度額を、現行の65万円から66万円に1万円引き上げ、後期高齢者支援金等に係る賦課限度額を、現行の24万円から26万円に2万円引き上げるものであります。なお、介護納付金に係る賦課限度額は、現行の17万円が据え置きとなり、合計では、現行の106万円から109万円に3万円の増額となります。この賦課限度額の引き上げにより、所得が高く、現に賦課限度額を超えている方の国民健康保険税の負担は、改正後の限度額を上限として、負担額が増えますが、中間所得者層の負担の上昇は緩和されることとなります。なお、この賦課限度額の引き上げにつきましては、近年ではほぼ毎年同時期に行われております。続きまして2点目の軽減判定所得の拡充についてご説明申し上げます。軽減判定所得の拡充につきましては、低所得者の国民健康保険税の7割、5割、2割軽減に関わる、軽減判定所得の算出において、5割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の29万5000円から30万5000円に1万円引き上げ、2割軽減の対象世帯については、被保険者の数に乗ずるべき金額を、現行の54万5000円から56万円に1万5000円引き上げるものです。この改正によりまして、資料の概観、要図の通り、これまで2割軽減の対象だった方の一部が5割軽減の対象になり、また、これまで国民健康保険税の軽減措置の対象外であった方の一部が、新たに2割軽減の対象になるなど、軽減対象者が拡充されることによりまして、低所得の方の負担が軽減されることとなります。今後の対応でありますけれども、令和7年度税制改

正関連の地方税法改正につきまして、3月末の交付、4月1日からの施行が見込まれることから、本条例の一部改正につきましては、公布後速やかに専決処分に対応したいものであります。以上で、令和7年度税制改正に伴う国民健康保険税条例の改正概要と内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小嶋正彰） ただいまの件につきまして、質問等ございますでしょうか。霜鳥議員。

○議員（霜鳥榮之） 賦課限度額のアップなんですけど、後期高齢者だけなんでこんなに幅とってくれたのかなと、思うんですが、上げ率、ここで聞いたって、こうですって言えば、それで終わりなんだけども、どうでしょうか。

○議長（小嶋正彰） 松橋健康保険課長。

○健康保険課長（松橋守） お答えいたします。賦課限度額の引き上げにつきましては、そもそもなぜ行うかということなんですけれども、国の方では、被用者保険の最高等級の標準報酬月額に該当する被保険者の割合が0.5から1.5%の間になるように法定しております。国保も同様に、課税限度額の超過世帯の割合を、この1.5に近づけるように、段階的に仕上げるということで、毎年このような時期に限度額の引き上げを行っているところで、今回のこの高齢者、後期高齢者支援金につきましては、その部分も幅が広がったということで、今回このような形でもって、賦課限度額を引き上げることになったということになります。説明につきまして以上です。

○議長（小嶋正彰） よろしいですか。他にございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小嶋正彰） よろしいですか。

○議長（小嶋正彰） 以上をもちまして、全員協議会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後4時02分